

荷造り・包装規格の見直しについて

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会

- 1 農産物検査における玄米の荷造り及び包装の規格については、現在、フレキシブルコンテナを除き、麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋についてのみ規定され、これ以外の材質の包装容器は使用が認められていない。
※ フレキシブルコンテナについては、材質についての制限はない。
- 2 現在、麻・樹脂・紙・ポリエチレンフィルム以外の素材（例えば石灰石などの無機物）を主原料としたリサイクル可能でCO₂削減につながる新素材が開発されており、玄米の流通においても、こうした素材の包装容器の開発と活用が進む可能性がある。農産物検査においても、こうした新素材の包装容器にも対応できるようにすることが重要と考えられる。

- 3 このため、荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない素材（以下、「新素材」という。）の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

- 4 新規格は、原則として以下に掲げる項目について、現在最も流通量が多い第1種紙袋と同等水準となるよう設定することを基本とし、具体的な規格の内容・数値等を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

また、量目は20 kg、30 kgのいずれも可能とする。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 引裂強さ (mN) | (JIS-P8116) |
| ② 引張強さ (KN/m) | (JIS-P8113) |
| ③ 伸び (%) | (JIS-P8113) |
| ④ 落下試験 | (JIS-Z0217) |
| ⑤ 防滑性試験 | (JIS-P8147) |

※ 新素材の性質によっては①～⑤の項目のすべてを要求する必要がないことにも留意する。

- 5 新規格は、技術開発が日進月歩である中、新たな素材が速やかに活用できるよう、必要最低限の事項を定めるものとするとともに、新素材の包装容器の活用を通じて得られた知見を踏まえ、必要に応じて規格の見直しを柔軟に行うものとする。

また、食品衛生法をはじめとする関係法令への適合性を含め、必要な性能・品質確認が民間において実施されるよう推奨するとともに、国は、これに必要な知見の提供や技術的助言を行うものとする。